

議案第 21 号

かすみがうら市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 2 年 6 月 2 日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

かすみがうら市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

かすみがうら市固定資産評価審査委員会条例（平成 17 年かすみがうら市条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 5 項中「1 年とする。ただし、再任することを妨げない」を「委員の任期による。ただし、任期中においても委員会の許可を得て辞職することができる」に改める。

第 6 条第 2 項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「情報通信技術利用法」を「情報通信技術活用法」に、「第 3 条第 1 項」を「第 6 条第 1 項」に改める。

第 10 条第 2 項中「情報通信技術利用法第 4 条第 1 項」を「情報通信技術活用法第 7 条第 1 項」に、「同項」を「情報通信技術活用法第 6 条第 1 項」に改め

る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。